

よねざわ結婚支援センター登録規約

(趣旨)

第1条 この規約は、結婚を希望する独身男女の出逢いの支援することを目的とする、よねざわ結婚支援センター（以下「センター」という。）の登録について、必要な事項を定めるものとする。

(登録要件)

第2条 次の各号全てを満たす者が、センターに登録することができる。

- (1) 独身者で結婚を希望していること。
- (2) 18歳以上で、学生でないこと
- (3) 米沢市内に居住又は在勤もしくは、結婚後に米沢市に居住する意思があること

(登録申込及び期限)

第3条 センターへの登録を希望する者は、氏名、住所、連絡先その他センター長が必要と認める事項を記載した申込書及び本人確認書類の写しをセンターに提出するものとする。

2 センター長は、前項の申込書の提出を受けたときは、登録証を発行する。

3 登録の期限は1年とするが、本人からの特段の申し出がなければ期限を延長する。

(費用)

第4条 センター登録にかかる費用は、無料とする。

(登録証)

第5条 センター登録者は、登録証を提示することにより、以下のサービスを利用することができる。

- (1) 婚活カウンセラーによる結婚相談
- (2) 各種結婚支援情報の提供
- (3) よねざわ結婚応援サポーターが提供する各種特典サービス

(お相手紹介サービス)

第6条 センター登録者の内、次の各号を満たす場合には、前条に加えて、よねざわ成婚コーディネーター（以下、「コーディネーター」と言う。）によるお相手紹介サービスを利用することができる。

- (1) 49歳以下であること。
- (2) お相手紹介を希望し、自らも積極的に活動できること。

(お相手紹介サービス申込及び期限)

第7条 前条の要件を満たし、お相手紹介サービスを希望する者は、以下の書類をセンターに提出するものとする。

- (1) お相手紹介サービス申込書
- (2) 婚活プロフィール
- (3) 独身証明書
- (4) 所得を証明できる書類
- (5) その他必要な書類

2 お相手紹介サービスの登録期限は1年とし、特別な事情があれば、期限を1年に限り延長する。

(登録の抹消)

第8条 センター長は、登録者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該登録者の登録を取り消すものとする。

- (1) 登録の取消を申し出たとき。
- (2) 申込書その他の書類に虚偽の記載をしたとき。
- (3) 他の登録者及びセンター職員、コーディネーター等に著しく迷惑を及ぼし、又は損害を与えたとき。
- (4) センター事業を通じて知り得た情報を第三者に漏らしたとき。
- (5) その他センター長が不相当と認めたとき。

(補足)

第9条 この規約に定めるもののほか、この規約の施行に関し必要な事項は、センター長が別に定める。

附 則

この規約は、令和7年4月1日から施行する。

附 則

この規約は、令和8年4月1日から施行する。